



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は

☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス

<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ



10月1日は浄化槽の日 合併処理浄化槽の 維持管理補助金のご案内

合併処理浄化槽を適正に維持管理している人を対象に補助金を交付します。

対象 公共下水道供用開始区域および農業集落排水処理施設の排水処理区域以外で10人槽以下の合併処理浄化槽を使用している人

補助回数 年度内1回
補助内容 浄化槽1基につき5000円

申請に必要なもの

○申請書および請求書(環境課の窓口で配布または市ホーム

ページからダウンロードできます)

○法定検査結果書の写しおよび領収書の写し(令和2年度分)

○保守点検記録簿の写し(浄化槽法第7条の法定検査の場合)は1回分以上、第11条の法定検査の場合は3回分)

申し込み 令和3年3月25日(木)までに左記へ

問い合わせ 環境課生活環境担当



「ご存知ですか」行政相談週間

10月19日(月)から25日(日)は行政相談週間です。

市では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月第3金曜日の午後、行政相談所を開設し、市役所の仕事などについて「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないかなど」などの苦情や要望を受け付けています。相談は無料、予約不要です。

相談内容 登記、雇用、年金、相続、税金、道路、行政一般など

※総務省関東管区行政評価局
(☎0570-0090)

0-110)でも相談を受け付けています。

問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当



インターネット行政相談(総務省)

住民票の写し等の「本人通知制度」事前登録受け付け中

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐことを目的として、住民票の写し、戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに、事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。

通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種別(代理人・第三者)

登録手続き 本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちの上、各出張所または直接左記へ

問い合わせ 市民課市民担当 (1階②番窓口)



ねんきん
三二知識
保険年金課
国民年金・医療費担当

国民年金保険料の法定免除制度

障がい年金受給者(1・2級)や生活保護法による生活扶助を受給している人は、保険料が免除されます。なお、対象となる要件に該当したときは届け出が必要です。

対象 次のいずれかに該当する人
①障がい基礎年金等の障がい年金1・2級を受給している人
②日本国籍を有し、生活保護法による生活扶助を受給している人
③国立保養所等に入所中の人

※この期間についての老齢基礎年金の額は2分の1で計算される

困ります！ 自転車置き去り知らんぷり

10月31日(土)まで、首都圏の各自治体が協調し、放置自転車に対する問題意識の高揚とマナーの向上を目的とした首都圏放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

放置自転車により、歩行者や

ます(平成21年4月以後の免除期間)。

※生活扶助以外の生活保護を受給している人、生活扶助を受給している外国籍の人は、法定免除に該当しないため、免除を希望する場合は一般の免除申請をしてください。

※免除理由に該当しなくなった場合にも届け出が必要です。

届け出の際に必要なもの

○マイナンバー(個人番号)カード、または写真付きの本人確認ができるものおよびマイナンバー(個人番号)通知カード

○障がい基礎年金等の受給開始日が分かる書類(年金証書等)

○生活保護受給証明書

○印鑑(被保険者本人が署名する場合に不要)

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

車などの通行の妨げとなることや緊急車両が進入できないことがあります。自転車の放置はやめましょう。

問い合わせ 危機管理課交通安全全・防犯担当



防犯意識を高めましょう

最近、振り込め詐欺と思われる電話や、不審者による声掛け事案が発生しています。

地域の防犯団体や市役所職員が、青色防犯灯パトロール車で市内を警戒していますが、一人一人が被害に遭わないように注意することが重要です。

また、埼玉県警察では犯罪情報官NEWS(メールマガジン)を配信しています。メールマガジンに登録して、防犯意識を高めましょう。



犯罪情報官 NEWS

問い合わせ 危機管理課交通安全 全・防犯担当



武蔵高萩駅北地区地区計画変更原案の縦覧

武蔵高萩駅北地区地区計画の変更について、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画の変更に係る原案の縦覧を行います。原案に対して意見(賛成・反対)のある住民および利害関係人は、意見書を提出することができます。

縦覧期間 10月2日(金)～16日(金)
意見書提出期間 10月2日(金)～23日(金)

縦覧場所・問い合わせ

都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当



滞納解消への取り組み

市税は、私たちが安心して暮らしていくための重要な役割を担っています。また、さまざまな公共サービスも納税者によって支えられています。市税の滞納は市の財政を圧迫し、公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、何よりも納期限内に納税している大多数の市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。

このため、市では滞納処分を強化し、納税者に不公平が生じないように、厳正に対処します。

差し押さえの実施

市税および国民健康保険税の滞納者の預金や不動産などの差し押さえを実施し、未納の税に充当しています。令和元年度は441件の差し押さえを行い、

約2450万円を未納の税に充当しました。

差し押さえ財産(令和元年度)

- 預金…3224件
- その他債権(生命保険、出資金等)…35件
- 国税還付金…25件
- 不動産…28件
- 給与…29件

インターネット公売の実施

令和元年度もインターネット公売を実施し、売却代金を未納の税に充当しました。

休日および夜間延長窓口の実施

広報ひだかや市ホームページ、催告書などで休日および夜間延長窓口の開設を周知し、納税相談および平日の金融機関などでの納付が困難な人への納税機会を確保しています。

問い合わせ

収税課収税担当 (1階①番窓口)

入学準備金融資産制度のご案内

入学に要する資金の調達が困難な保護者に対して、資金の融資を行います。

受付期間 11月2日(月)～令和3年3月19日(金)

※入学金等が必要となる日の3週間前までに所定の書類を提出してください。

対象者 令和3年度に高等学校、専修学校、高等専門学校、短

期大学、大学への入学を予定している人の保護者で、次の全ての条件を満たすこと

- ① 入学に要する資金の調達が困難なこと
- ② 市内に住所を有していること
- ③ 市税等を滞納していないこと
- ④ 連帯保証人(原則県内在住)がいること

※自己資金がある人や親族、知人、金融機関などから入学金等を全額調達できる人は、この制度の対象にはなりません。

融資限度額

- 高等学校・専修学校・高等専門学校学校：国・公立15万円、私立50万円
- 短期大学・大学：国・公立40万円、私立70万円

融資方法 融資決定後に市指定の金融機関から融資

利子

原則無利子
※利子負担額を市から利用者に支払います。

返済期間

5年以内

返済方法

毎月口座引き落とし(繰り上げ返済可)
問い合わせ 教育総務課教育総務担当



くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和2年8月の可燃ごみ		昨年同月との比較	
全体量	942.91 t		+13.65 t
処理費用	38,895,038 円		+758,208 円
1人当たりの量	17.00 kg		+0.34 kg
1人当たりの処理費用	701 円		+17 円

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

集積所は地域の皆さんで使う場所です。ごみを出す前に、収集日程表や分別表を再確認するなど、ルールとマナーを守りお互いが気持ちよく使えるようにしましょう。

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に41,250円/tを乗じたものです。
※1人あたりは、当該月の総人口を基に算出しています。

